

## 第14章 知的財産権

### 1. 知的財産権保護の状況

経済発展に伴い、同国の模倣活動は、特定の地域に限定されたものではなく、全国に分散的に広がってきてている。インドに進出している日本のメーカーによると、自社や競合する外国メーカーの製品の模倣品が流通していることが少なくなく、場合によってはオリジナル製品よりも模倣品の方が売れているという。現在、模倣品の多くは主に中国からの流入品であり、ネパールやバングラデシュを経由して入ってきており、近年、中東（ドバイ）からの流入も増えている。また、JETRO の調査<sup>18</sup>によると、インド全体のうち 20% ほどの模倣品はインドで作られていると推定される。今後、地場企業の資金力が高まり技術水準が向上するにつれ、同国製の模倣品が更に広がる恐れもある。

インドの知財関連法は TRIPS 協定<sup>19</sup>に準拠して定められているが、法執行面、特に特許権侵害や刑事での商標・著作権侵害摘発においては、課題が残っている。米国通商代表部（United States Trade Representative : USTR）は毎年「スペシャル 301 条報告書」を公表しており、この中で、米国通商法 182 条に基づき、知的保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定している。警戒レベルとして「優先監視国（Priority Watch List）」と「監視国（Watch List）」の 2 段階に分かれている。例えば、2025 年 4 月に更新された「2025 年版スペシャル 301 条報告書」において、インドは引き続き「優先監視国」リストに含まれ、知財の更なる保護強化が求められており、中国やロシア、インドネシアと同じリストに分類されている。一方で、商標・著作権・意匠に関する民事訴訟を取り扱う裁判所は整備されてきている。

また、知的財産の種類別に出願件数を見てみると、特許、商標、意匠いずれも増加傾向にある。特許出願件数は 2020 年には約 5 万 6,000 件であったところ、2023 年には 6 万 4,480 件となった。商標出願件数に関しては、中小企業からの出願も増えており、2020 年の約 41 万件から 2023 年には約 52 万件に増加している。意匠登録の出願件数に関しても、2020 年は約 1 万 2,800 件であったのに対し、2023 年は 2 万 8,479 件と 2 倍以上に増加している。

デリー高裁、ムンバイ高裁には毎年 600～1,000 件ほどの知的財産権訴訟が提訴されており、2023 年にはデリー高裁へ 758 件、ムンバイ高裁へ 245 件が提訴された。訴訟のうち商標権関連が 6 割、著作権関連が 3 割程度となっている。原告の国籍はインドが約 8 割、欧米が約 2 割となっており、特許権訴訟のうち欧米が約半分を占めている。商標権、著作権、特許権、意匠権いずれにおいてもアジア国籍の原告の割合は 1～2% のみである。

<sup>18</sup> （出所） JETRO ニューデリー事務所「インド・バングラデシュ 模倣品サプライチェーン調査（2024 年 3 月）」

<sup>19</sup> TRIPS 協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）は、WTO のもとで発効した「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」である。加盟国は、同協定を通じ知的財産権保護に関する最低基準（ミニマムスタンダード）の遵守を義務づけられている。

## 2. 技術援助に係る関連法令

日本企業が自社の技術についてインド企業に対し技術援助を行う契約を締結する際、関連する法令の概要及び留意点は以下のとおりである。

### (1) 特許法

特許法は、2005 年に TRIPS 協定上の義務を履行するため大幅に改正され、現在では、一般的に TRIPS 協定の規定に完全に則っている。

特許権とは、発明を保護するために付与される権利を指し、発明とは技術的分野における科学的問題に対する解決方法を提供する発明者のアイデアを指す。発明は製品・方法、ないしはそれらに関連するもので、新規性、進歩性を有し、工業的に応用可能な場合において特許が許諾される。特許に対する権利は申請者に帰属し、出願日を起算点として 20 年間保護される。

なお、2024 年 3 月に 2024 年改正特許規則が施行され、出願の審査請求期限が 48 か月から 31 か月に短縮されたほか、実施報告書の提出頻度が 1 会計年度ごとから 3 会計年度ごとへ変更となるなどの改正が行われた。この改正により、今後更にインドでの特許出願件数の増加が見込まれる。

日系企業のインドにおける特許出願はこれまであまり進んでいないが、その背景として、インドにおける研究開発（R&D）活動や設計業務、ハードウェアとソフトウェアの融合といった技術活動を行ってこなかった企業が多いことが挙げられる。しかしながら、近年はインドで研究開発などをを行う日系企業が増加しており、今後は日本企業による特許出願の件数も増えることが予想される。

### (2) 著作権法

著作権法は、著作者の著作権とその原作品を、他人による違法な使用から保護することを目的とする。保護の対象は、文学、文化的演技の著作、演技者、音楽制作者の業績や放送機関を通じた放送内容である。著作権は、著作物によるものの、おおむね著作者の存命中及び著作者の死後 60 年間存続する。なお、著作権は、著作物を登録しなくても保護される唯一の知財である。

### (3) 商標権

商標とは、ある者の商品またはサービスを識別することができる標章である。標章は、単語、文字、数字、図形、記号、形状や色彩などから構成される。商標権により、その標章の所有者に対して専用使用権が付与される。商標の出願は、商標登録局（Registrar of Trade Marks）で行い、異なる種類の商品またはサービスに対する商標の登録を、一つの出願で行うことも可能である。また、登録商標権の存続期間は 10 年間であるが、申請により 10 年ごとの更新が認められている。2017 年には商標登録規則が改正され、登録手続が簡素化された。

#### (4) 意匠権

物品の形状、模様、色彩の組み合わせ、またはその材質によって、工業製品や手芸品に特別な外観を与え、それらが産業上利用可能で新しい場合に工業意匠として登録されうる。登録意匠権の存続期間は、登録日から 10 年間である。ただし、期間満了前に、意匠庁長官 (Controller General of Designs) に申請することで、5 年間延長することができる。

#### (5) 技術援助契約にあたっての一般的な留意点

技術援助と一口に言っても、その内容はケースバイケースであるが、一般的な法的な留意点として以下のような項目が挙げられる。

まず、援助対象となる「技術」、ライセンス対象となる「知的財産」、援助に伴い提供されるであろう「技術サポート」の範囲を、契約上可能な限り明確にして定義を置くことが重要である。

また、契約の相手方に何をどの範囲で認めるのかについて、期間、地理的範囲、権利の範囲、独占的な権利とするか否かなどの契約条件は明確に規定しておくべきである。

秘密保持義務については契約の相手方だけでなく、相手方の従業員その他秘密情報にアクセスできる者に対しても課しておくことができるよう手当しておく必要がある。

契約解除事由についても具体的に規定しておくことが望ましく、また解除を含め契約が終了した場合の情報の破棄や返還義務も明示的に規定しておくべきである。

以上のような契約上の手当のほかにも、技術援助契約の交渉において一定の秘密情報を開示することもあるため、契約の前段階で相手方に秘密保持義務を負わせるよう、秘密保持誓約書の提出を求める、自社ができる範囲で登録出願をするなど、知的財産の権利化を進めておくことも検討すべきである。

慎重を期するのであれば、秘密保持義務を相手方に負わせる前提として、相手方の情報セキュリティ体制について相手方の協力によりデューデリジェンスを行うことも考えられる。なお、インドには日本の不正競争防止法のように、営業秘密の漏洩に対して刑事罰をもって禁じる明確な法制がない点には留意されたい。

### 3. 個人情報保護法に関する動向

EU が一般データ保護規則 (GDPR) によって個人データ保護を強化したことを受け、データ脆弱性対策の実施や、ユーザープライバシーの侵害防止を求める声が世界中に広がっており、インドも例外ではなく、この領域における取組みを行っている。

インドにおいては、2019 年 12 月 11 日に国会に個人情報保護法案 (the Personal Data Protection Bill) が提出されたが、数年にわたる議論の末、2022 年 8 月 3 日に白紙に戻された。その後、2022 年 11 月 18 日に 2019 年当時の法案より大幅に簡素化された新法案が発表され、最終的に 2023 年 8 月 11 日に 2023 年デジタル個人データ保護法として成立した (DPDP 法)。しかしながら、成立から 2 年経った現在も具体的な施行日は未定となっており、動向を注視する必要がある。なお、この法律はその名の通り、デジタル形式の個人情報及び非デジタル形式で取得されたものの後にデジタ

ル化された個人情報のみを対象としている点にも留意が必要である。

本法においては、デジタル個人データの処理<sup>20</sup>に関して、合法的な目的でありデータ主体（個人データを提供した当該個人）が同意した場合またはDPDP法に規定される特定の正当な使用の場合のみ可能とされている。同意を根拠とする場合は、個人データを取得・使用する前に、データ主体に対し個別に通知し同意を得る必要がある。また、本法施行前に取得された個人データについても、可及的速やかに同様の通知を行う必要があるとされている。

上記の通り、個人情報を取り扱う企業にとっての懸念事項である通知や同意取得に関しては、GDPRと類似する義務が課されているといえる。企業が従業員データを取り扱うためにデータ主体である従業員から明示的な同意を取得するにあたっては、雇用契約に反映させるのが実務上現実的な手段の一つであるため、雇用契約書の見直しを行う日系企業も増えている。なお、インドの従業員のデータを他国に送付するにあたっても、同じく同意が必要な点には留意が必要である。

また、データ受託者である企業が負う義務・責任として、セキュリティ措置の導入、個人データ漏えい時の個人情報保護委員会・データ主体に対する通知、データ主体が同意を撤回した時点、または特定された目的がもはや果たされていないと見なされる時点のいずれかにおける個人データの消去などが定められている。なお、データ漏えい時の報告に関しては、以下に記載するIT法ではインシデント発覚後6時間以内に当局へ報告することと定められており、当該規定は現在も有効であるため6時間報告義務も併存する形となる。個人情報漏えいを防止するためのセキュリティ措置義務の遵守違反では最大25億ルピー、個人情報漏えい時のデータ主体への通知義務の遵守違反では最大20億ルピーの制裁金が科せられるため、法令遵守を徹底する必要がある。

そのほか、データの越境移転に関しては、現時点ではデータ主体の同意があれば可能であるが、法令では中央政府が通達によって個人情報のインド国外への移転を制限することができるとされているため、政府からの通達を注視する必要がある。また、IT法によるデータ移転後180日間の国内保管義務は廃止されていないため、当該義務も併存することとなる。

デジタル個人データ保護法のほか、個人情報保護に関する法律として2000年に制定された情報技術法（Information Technology Act）（IT法）も有効であるが、IT法は個人情報保護に特化しておらずインドの情報技術産業全般に関する法律となっている。なお、デジタル個人データ保護法の成立により、IT法でこれまで定められていたセンシティブな個人情報を扱う際の手続きや補償に関する規定は廃止となっている。サイバーセキュリティに関する規定などは引き続き有効である。

<sup>20</sup> 収集、記録、整理、構造化、保管、適応、検索、使用、整列または結合、インデックス作成、共有、送信、普及、開示、制限、消去または破棄などの操作を指す。